

## 条 例

埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十四号

埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例

(名称)

第一条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。次条において「法」という。）第十一条第一項の地方独立行政法人評価委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）として、次の表の下欄に掲げる地方独立行政法人に關して、それぞれ同表の上欄に掲げる名称の委員会を置く。

名 称	地 方 独 立 行 政 法 人
埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会	公立大学法人埼玉県立大学
埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人埼玉県立病院機構

(所掌事務)

第二条 委員会は、法第十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事務及びその他法の規定によりその権限に属させられた事項の処理のほか、次に掲げる事務（埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会にあつては、第三号に掲げるものに限る。）をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画の作成又は変更に係る認可に關し、知事の諮問に應じて意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項に規定する毎事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価に關し、知事の諮問に應じて意見を述べること。
- 三 その他地方独立行政法人の業務運営に關する事項のうち知事が必要と認めるものに関し、意見を述べること。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。